

本宮市勤労者互助会 パンフレット

生活に「安心」と「充実」を
働くみなさまの福利厚生をサポート

本宮市勤労者互助会
(本宮市役所 商工観光課)
TEL:0243-24-5381

勤労者互助会とは、 労働組合のない事業所の方のために設立した団体です。



本宮市勤労者互助会の目的

本宮市内の(労働組合の組織されていない)事業所に勤務している従業員、および事業主の福利厚生を増進をお手伝いすることを目的としています。

加入条件

本宮市内の事業所に勤務している従業員、事業主の方であれば加入できます。

※原則として、事業所単位(または事業所の承認を得た方)が加入できます。

ただし、以下の方は加入できません。

○労働組合に加入している方

○入会時の年齢が71歳以上の方

○臨時従業員、パートタイマー、アルバイトの方

(ただし、今後も引き続き1年以上継続して雇用される方は加入が可能です。)



入会手続きの流れ

簡単 2ステップ!



①加入申込用紙に必要事項を記入します。

※勤労者互助会のホームページから印刷、または勤労者互助会事務局窓口(商工観光課内)にて加入申込用紙がお渡しできます。

②1人あたり入会金1,000円を添えて、勤労者互助会事務局窓口までお申し込みください。



会費について

1人につき、**8,400円(年会費)**となります。

※本互助会は、加入と同時に県民共済会へ加入いたします。

※年度途中で入会となった方は月割での納入となります。

(例:7月に入会→700円(月会費)×9か月(7月~3月分)=6,300円)

※会費の納入方法は、事務局窓口への直接納入または口座振込からお振込み2つの方法からお選びいただけます。



事業内容について



○共済給付事業

- ・従業員の幅広い慶弔事に給付します。
- ・従業員の福利厚生に最適です。
- ・見舞金制度なので、請求の手続きが簡単です。



【共済金の請求とお支払い】

- ・共済事由が発生した場合には、所定の用紙で勤労者互助会に請求後、共済会の支払いが受けられます。

※ 用紙は勤労者互助会事務局にございます。

【共済金が減額される時】

- ・会員の病気による死亡または重度障害
 - ・満70歳以上、または契約日から1年以内
- ※ 給付金額の50%の額が給付されます。

加入手続きをした日の翌月1日から保障が始まるよ!



○健康管理事業と独自給付事業

- ・会員が社員旅行や家族旅行で宿泊した際に宿泊助成金が支給されます。
1人年1回あたり:上限2,500円
- ・会員が人間ドックを受診した際に助成金が支給されます。
1人年1回あたり:上限15,000円
- ・「会員わくわくまちなか利用補助」という本宮市独自給付として、本宮市商品券または、市内飲食店利用代金の補助が支給されます。
本宮市商品券の場合:1,000円分(1人年1回)
市内飲食店利用代金補助の場合:代金の半額(1人年1回上限2,000円)

○斡旋販売事業

- ・県連絡協議会の事業活動の一環として、毎年6月・9月に特別価格のレジャー施設入場券や商品券、冊子、防災用品の他、無料の優待券など幅広く購入できます。
 - ・会員でしか購入できないお得な券が多数あるため、会員の福利厚生に最適です。
- ※ 購入制限がある場合がございます。

入会のお申込み・お問い合わせはこちら

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地(本宮市役所 商工観光課内)

TEL:0243-24-5381

FAX:0243-34-3138



本宮市勤労者互助会 ●給付額●

給付には、県民共済会により支給される給付と、当互助会独自で支給される給付があります。

[単位]会員一人あたり:円

給付の種類		給付金総額	左の内訳		
			県民共済会給付金	当会独自給付金	
死亡	会員の病気による ※1		200,000	150,000	50,000
	会員の不慮の事故等による		550,000	500,000	50,000
	会員の配偶者		130,000	100,000	30,000
	会員の子		70,000	50,000	20,000
	会員の親		20,000	15,000	5,000
重度障害	会員	病気による ※1	150,000	150,000	-
		不慮の事故等による	500,000	500,000	-
障害	会員の不慮の事故等による		20,000~ 450,000	20,000~ 450,000	-
傷病休業	休業14日以上		10,000	-	10,000
	休業30日以上(上記に加算)		20,000	10,000	10,000
	休業90日以上(上記に加算)		30,000	20,000	10,000
住宅災害	火災等	全焼・全壊	600,000	600,000	-
		半焼・半壊	420,000	420,000	-
		一部焼・一部壊	~180,000	~180,000	-
	自然災害	全壊・流失	200,000	200,000	-
		半壊	100,000	100,000	-
		一部壊	~20,000	~20,000	-
		床上浸水	~40,000	~40,000	-
結婚	会員の結婚		30,000	25,000	5,000
出産	子の出生		20,000	15,000	5,000
就学	子の小学校入学		10,000	10,000	-
	子の中学校入学		10,000	10,000	-
	子の高等学校入学		10,000	-	10,000
成人	二十歳祝金(満20歳)		15,000	10,000	5,000
還暦	還暦祝金(満60歳)		20,000	10,000	10,000
結婚記念	会員の銀婚(25周年)		20,000	10,000	10,000
	会員の金婚(50周年)		30,000	-	30,000
退会餞別	退会餞別金(5年以上)		10,000	10,000	-
	退会餞別金(10年以上)		20,000		10,000
人間ドック助成金(年1回限り)		~15,000	-	~15,000	
健康管理宿泊費助成金(年1回限り)		~2,500	-	~2,500	
会員わくわくまちなか利用補助 (年1回限り) ① 本宮市商品券を交付 ② 市内飲食店利用代金の補助 (①②どちらか選択)		①1,000円分 ②代金の半額 (②上限1,000円) (②100円未満切り捨て)	-	①1,000円分 ②代金の半額 (②上限1,000円) (②100円未満切り捨て)	

※1 給付事由発生日における年齢が満70歳以上、または給付事由発生が初回発行日から1年以内の場合は、給付金額の50%とします。

※ 県民共済会給付金については、県民共済会独自の判定基準に基づいて審査後に給付金額をいたします。標記の給付金額と異なる場合がありますのでご了承ください。

[令和6年5月29日改定、令和6年度より摘要]